行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	行政財産の目的外使用に関する使用料の減免
根拠例規及び条項		多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和 59年条例第3号)第5条
所 管	部 課 名	総務部 総務課
	関係法令等及 び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成 9年規則第26号)
審		多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則第 3条、第4条に定めるところによる。
查		
基	基準	
準		
	設定年月日	平成15年2月18日 最終変更年月日
標準処理期間	標準処理期間	総日数 3日程度(注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3日
	設定年月日	平成15年2月18日 最終変更年月日
備	考	